

平成15年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調書

		事業所管部局	厚生労働省健康局水道課
計画事業名	緊急時給水拠点確保等事業（貯留施設）	事業担当局	水道局
事業採択年度	平成11年度	認可・承認等年度	平成11年度
経過年数	5年	該当条項	事業採択後5年間を経過
完了予定年度	平成24年度	関連事業名	
事業の目的概要課題	<p>事業の目的 災害発生時においても、市民に飲料水を供給するため、生命維持に必要な市民一人当たりに対して一週間分の飲料水（89%）を確保するとともに、被災住民が直接歩いて飲料水を手に入れることを目的として、循環式地下貯水槽の拠点整備を行うものである。</p>	<p>事業採択時の背景及び契機 本事業は平成10年度から実施しているが、平成11年度に緊急時給水拠点確保等事業費の国庫補助対象事業となった。</p>	
	<p>事業内容 川崎市地域防災計画で避難所に指定されている小・中学校および公園、緑地に貯水容量100m³の循環式地下貯水槽を整備するものである。</p>	<p>事業採択（着工、未着工）から基準年を経過している主な理由 当初事業計画では、平成15年度末で市内に災害対策用貯水施設を15基設置し、事業の完了となるところであったが、設置数見直しの計画変更を行ったため、完了予定年度が平成24年度になったものである。</p>	
	<p>事業費規模（単位：百万円） 総事業費 2320.0（内 国庫支出金453.2） 執行金額 488.0（平成14年度末） 残事業費 1832.0</p>	<p>現状の課題 当初事業計画では、平成15年度末で市内に災害対策用貯水施設を15基設置し、計画通り順調に事業を行ってきたところであるが、設置数見直しの計画変更を行い、平成24年度までに16基の増設予定とした。今後は事業進捗率を上げて実施する必要がある。</p>	

再評価の視点	<p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の教訓のもとに、災害対策を実施してきたところであり、その後においても、平成12年10月に鳥取県西部地震、平成13年3月に芸予地震、最近では、平成15年5月に三陸南地震が発生し水道等のライフラインには依然として被害が発生している。</p> <p>こうした中、改めて災害時に飲料水を確保することの必要性、ライフラインとしての水道施設の重要性が、より一層認識されており、東海地震の切迫性などからも更なる災害対策の強化が必要となっている。</p> <p>水道施設においては、給水への影響を最小限に食い止めるべく耐震化整備を実施しているが、配水管、給水装置の被害は免れない状況にある。しかしながら災害発生時においても、生命維持のために飲料水を供給することが必要であると認識している。</p> <p>災害発生直後の混乱期は、管路の復旧もままならない状況が予想されるため、主要送配水管路を利用した組み立て式応急給水拠点が開設されるまでの間は、運搬給水と併せて循環式地下貯水槽にて、飲料水の供給を行うこととなる。</p> <p>現在、災害時における水道水の貯水量は、配水池、災害対策用貯水施設等とあわせて、市民一人当たりに対して一週間分の飲料水（89%）を確保するに至っているが、平成12年度に実施した「水道管路耐震調査委託」では臨海部及び多摩川沿いの地域において、水道管路に被害が集中する結果となっており、貯水施設の配置と被害地域が必ずしも一致しておらず、地域により備蓄水量のアンバランスな状況になっている。</p> <p>災害発生直後の交通麻痺が予想される中、市民への飲料水の供給は運搬給水に頼らざるを得ない状況であり、今後、これらの地域については、災害発生直後の運搬給水を補完するため、貯水施設の位置関係を考慮し、被災住民が概ね1km以内で直接歩いて飲料水を手に入れることが可能となるよう、循環式地下貯水槽を整備することが必要である。</p>
--------	---

対応方針案	<p>対応方針案</p> <p>継続・継続（見直しの上）・中止・休止（水道事業及び工業用水道事業のみ）</p> <p>対応方針案の考え方 当初の事業計画は、平成15年度末で市内に災害対策用貯水施設15基（川崎区3基、他の行政区2基ずつ）を設置し、事業が完了する予定で実施してきたが、川崎市水道局施設耐震化基本計画に基づき、今後、水道管路の被害が大きいと予測される臨海部及び多摩川沿いの地域を対象に、既に設置されている貯水施設との位置関係を考慮して計画の見直しを行い、平成24年度末までに循環式地下貯水槽を16基増設することで、被災住民が概ね1km以内で直接歩いて飲料水を手に入れることが可能となるため、本事業を継続することとしたい。</p>
-------	---